

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	市民活動の促進		評価方式	総合・実績事業	番号	1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	301,304	305,226	293,116	195,464		
（ 補 正 後 ）	289,678	294,940	293,116			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	289,678	294,940				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	216,085	216,222				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	73,593	78,718				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②に記載のため省略					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成22年度においても、特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を適正に行うとともに、NPOホームページによる広範な情報提供業務を引き続き実施する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	市民活動の促進					番号	1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般会計	内閣本府	市民活動促進費	市民活動の促進に必要な経費	293, 116	195, 464		
	小計						293, 116 の内数	195, 464 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計							293, 116 の内数	195, 464 の内数		

政策評価調書（個別票①-③）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

担当部局名：大臣官房市民活動促進課
担当者（連絡先）：高橋（03-3581-9965）

評価実施時期：平成21年8月

政策名	市民活動の促進		番号	1																																							
政策の概要	特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実に行うとともに、特定非営利活動法人の活動基盤の強化、NPOと行政との連携・協働を推進する。																																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																										
	(総合的評価) 特定非営利活動法人は、全国で3万7千法人、内閣府所轄で3千法人を超え、着実に社会に定着してきている。当該法人制度を健全に維持するため、所轄庁として適切に認証・監督業務を実施し、また、特定非営利活動法人の活動基盤の強化、NPOと行政との連携、協働を推進するための肯定的な評価が得られ、目標を概ね達成した。今後も法人数の増加が予想される中で、必要な体制の整備を図り、引き続き認証・監督業務の適切な執行、特定非営利活動法人の活動基盤の強化及びNPOと行政との連携、協働を推進するための環境整備が重要である。																																										
	(必要性) 特定非営利活動法人促進法は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を促進するため、その活動を行う非営利団体に簡易な手続きで法人格を取得できる道を開くものとして、議員立法により制定されたものであり、所轄庁である内閣府が法の規定に従って、法人の認証・監督等について、着実な業務を実施することは、制度の信頼性確保のために常に求められているものである。 また、NPOと行政との連携・協働が地域社会で果たす重要性に鑑み、両者が円滑に協働事業を進められるような基盤形成を支援するものである																																										
	(効率性) 内閣府は特定非営利活動法人の認証・監督を行う所轄庁として、法の適切な執行を行うことが求められる。年々所轄法人が増加し、監督業務も複雑化する中、認証業務については、業務の効率化を図り、目標を達成することができた。事業報告書等の未提出法人への督促状送付については、業務の効率化を図り、目標設定時の遅れを短縮し、達成に向けての進展があった。 また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択にあたっては、請負額の精査を行い、経費削減に努めた。																																										
	(有効性) 特定非営利活動促進法の設立申請受理から認証・不認証を4ヶ月以内で行ったことは、自由な社会貢献活動を行う非営利活動団体の確実・迅速な法人化を進めるために有効であったと考えられ、法で義務付けられた事業報告書等の未提出法人への督促状送付も含め、制度全体の信頼性確保にも寄与したと考えられる。 また、NPOと行政との連携・協働を推進するために、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を実施し、この中から優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として事業成果フォーラムにて紹介を行い、肯定的な評価が得られた。																																										
(反映の方向性) ・特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実に行う。 ・地方公共団体とNPOとが円滑に協働事業を進められる基盤づくりの必要性から、平成22年度においても「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を引き続き実施する予定。																																											
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																											
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証を4ヶ月で行う。</td><td>特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証までの期間(4ヶ月以内)</td><td>ヶ月以内</td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。</td></tr><tr><td>事業報告書等未提出の特定非営利活動法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)</td><td>事業報告書等未提出の特定非営利活動法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)</td><td>%</td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>概ね送付を行った (92)</td><td>100</td><td>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第21条第1項で義務付けられた事業報告書等を提出しない法人に対し督促状を送付することは、法人の適切な監督に資するとともに、特定非営利活動全体の信頼性確保につながるから設定した。</td></tr><tr><td>特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価を70%以上得る。</td><td>特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)</td><td>%</td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>93</td><td>70</td><td>概ね施策の効果があったとみなせる水準として設定した。</td></tr></table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証を4ヶ月で行う。	特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証までの期間(4ヶ月以内)	ヶ月以内		4	4	4	4	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。	事業報告書等未提出の特定非営利活動法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)	事業報告書等未提出の特定非営利活動法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)	%		—	—	概ね送付を行った (92)	100	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第21条第1項で義務付けられた事業報告書等を提出しない法人に対し督促状を送付することは、法人の適切な監督に資するとともに、特定非営利活動全体の信頼性確保につながるから設定した。	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価を70%以上得る。	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	%		—	—	93	70	概ね施策の効果があったとみなせる水準として設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																	
				18年度	19年度	20年度																																					
特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証を4ヶ月で行う。	特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証までの期間(4ヶ月以内)	ヶ月以内		4	4	4	4	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。																																			
事業報告書等未提出の特定非営利活動法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)	事業報告書等未提出の特定非営利活動法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)	%		—	—	概ね送付を行った (92)	100	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第21条第1項で義務付けられた事業報告書等を提出しない法人に対し督促状を送付することは、法人の適切な監督に資するとともに、特定非営利活動全体の信頼性確保につながるから設定した。																																			
特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価を70%以上得る。	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	%		—	—	93	70	概ね施策の効果があったとみなせる水準として設定した。																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								
	第165回国会安倍内閣総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	NPOなど「公」の担い手を支援し、官と民との新たなパートナーシップを確立します。																																								